

医療局の主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 55 号

医療局の主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

医療局の主要な職員の範囲を定める規則（昭和 35 年岩手県規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定により、医療局長がその任免につきあらかじめ知事の同意を得なければならない主要な職員の範囲は、本庁にあっては行政職給料表の職務の級 <u>8級</u> 以上の職（主幹及び技術主幹を除く。）にある者及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でこれに相当する者、県立病院等にあっては院長及び事務局長の職にある者とする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定により、医療局長がその任免につきあらかじめ知事の同意を得なければならない主要な職員の範囲は、本庁にあっては行政職給料表の職務の級 <u>6級</u> 以上の職（主幹及び技術主幹を除く。）にある者及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でこれに相当する者、県立病院等にあっては院長及び事務局長の職にある者とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。